

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	荒尾市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.arao.lg.jp/q/list/181.html">http://www.city.arao.lg.jp/q/list/181.html</a>

執行機関名 荒尾市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成21年告示第160号)による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第6の項 荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成21年告示第160号)による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成21年告示第160号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている <u>児童</u> 又は <u>児童以外の満20歳に満たない者</u> (以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、 <u>日常生活の便宜</u> を図ることについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成21年告示第160号)